

広島県告示第三百六十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定
によって、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定する。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間	延 （メートル）長	上り・下り 又は上下線	備 考
竹原市竹原町字下新開 三五二八番十七 地先から 竹原市下野町字秋井 三三〇五番一地先 まで	八五〇	上下線	